

近世農民と家

——幕府領直入郡を中心に——

上杉ひろみ

はじめに

宗門改帳は、周知のごとくキリシタン禁制の政策の一つとして作成された帳簿であるが、そこに詰められている情報は、キリシタン研究に止まるものではない。本稿は、「田北（フサ子）家文書」（大分県立先哲史料館蔵）の内の宗門改帳を基礎資料として、近世農民の家と家族について論考しようというものである。

文書が伝えられた田北家は、代々直入郡城後村（直入郡直入町）の庄屋を務めていた家である。城後村を含める直入郡の内の十二か村（直入郡直入町・大野郡野津原町）は、万治元年（一六五八）から幕府領となり、主に日田の代官所の管轄となる。宗門改帳の作成も、一般的には万治年間（一六五八―一六六〇）から寛文年間（一六六一―一六七三）にかけて始まったとされているが、「田北家文書」に残存する宗門改帳は、江戸の中期となる宝暦二年（一七五二）以降のものである。

本稿では、田北家が在住した城後村を中心に、まず宗門改帳の記載様式を見た後、村落状況、宗門改帳の示す家族、家族形態の推移、分家、百姓株について論述していく。

一 城後村の村落状況

まず、基本史料とする宗門改帳について若干の説明をしておこう。

宗門改帳は、幕府や代官所から雛形が示されている場合もあるが、地域によりその特徴も多様である。そこで、城後村の場合を確認する意味で、次にその一部を次に示している。

〔高〕

一 人数四拾五人内 男廿六人 丈左衛門
女十九人

此訳ケ

丈左衛門 歳三拾六 真宗城後村智願寺旦那

丈左衛門 女房 歳三拾五 同宗同寺旦那

同人伴 専次郎 歳二才 同宗同寺旦那

同人娘 くめ 歳四才 同宗同寺旦那

同断
とみ

歳八才

同宗同寺旦那

(四人省略)

同人従弟

沢右衛門

歳四拾九

同宗同寺旦那

沢右衛門

女房

歳三拾五

同宗同寺旦那

是ハ竹田御領堤村茂右衛門娘三年以前縁付ニ参候

(三三人省略)

下男

辰平

歳拾七

同宗同寺旦那

是ハ竹田御領沢水村屋右衛門俸去年質奉公召置候

右之外

丈左衛門従弟

たつ

歳三拾貳

是ハ竹田御領市村利平方へ七年以前縁付参之

高七石七斗七升壹合

一 人数五人

男三人
女二人

用右衛門

用右衛門

歳五拾貳

真宗城後村智願寺旦那

用右衛門娘
たか

歳八才

同宗同寺旦那

用右衛門仲
南助

歳拾六

同宗同寺旦那

(二人省略)

右之外

用右衛門下女

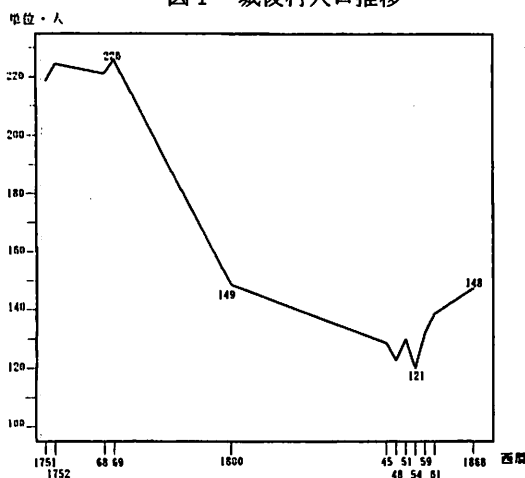
志ま

歳四拾九

是ハ釘小野村直右衛門方へ九年以前質奉公ニ召置之

これは宝暦二年のもので、庄屋丈左衛門の家と沢右衛門の家を抜粋している。このように宗門改帳では、各家ごとにまとめられ、その家の高、人数、当主、そしてその家の構成員が書き出される方法が採られている。丈左衛門の家は一部しか例示していないが、傍系親族や名子、譜代下人、質奉公人が含まれ、総勢四五人もの大所帯となっている。この宝暦二年の宗門改帳

図1 城後村人口推移



次に、村落の概況をおさえておきたい。

① 人口推移

の形式は、少し特色を違えている弘化年間（一八四〇年代）のものを除いて、後年において一貫して採られている。ただし、左衛門の家の出てくる沢右衛門の女房につけられているような、他所から入って来た者の出自、質奉行へ来ている者の出自と在村年数といった詳しい説明が、後年の宗門改帳にはほとんど見られなくなってしまう。また、丈左衛門従弟の「たつ」や用右衛門下女の「しま」のように、「右の外」と各家の最後に付け足されている他所へ出た者についても、記述がなくなっている。

城後村の村落状況を確認するために、宗門改帳から読み取れる人口の推移について見ていきたい。それを示したものが、図1である。このグラフは、宗門改帳の巻末に記されている集計に拠って作成している。これによると宝暦から明和年間、すなわち一七五〇年代から六〇年代にかけては、二二〇人前後であった人口が、寛政十二年（一八〇〇）には一四九人と約三〇年間に極端に落ち込んでいる。城後村だけでなく他地域においても、一八〇〇年付近に人口が落ち込むことは多く見られる。しかし、十九世紀前半にその大部分が人口を回復させているにもかかわらず、城後村ではさらに減少の一途をたどり、弘化二年（一八四五）には一三〇人前後に、そして安政元年（一八五四）には一二〇人と最低を記録している。その後は数を増やして、明治三年の「城後村戸籍」では一五六人と、明治期になるとほぼ寛政十二年前後の数まで回復している。

人口の減少の要因としては、飢饉によるもの、疫病によるもの、人口制限

表1 村落階層構成（城後村）

	宝暦 2 (1752)		明和 6 (1769)		寛政 13 (1801)		天保 12 (1841)		弘化 3 (1846)		安政 3 (1856)		元治 2 (1865)		明治 3 (1870)	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
20石以上	1	4.5	1	4.5	3	16.7	2	10.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.0
10～20石	4	18.2	4	18.2	2	11.1	2	10.0	3	10.3	3	9.7	3	9.7	0	0.0
5～10石	6	27.3	5	22.7	5	27.8	9	45.0	12	41.4	15	48.4	13	41.9	12	36.4
1～5石	8	36.4	10	45.5	6	33.3	6	30.0	11	37.9	10	32.3	12	38.7	18	54.5
1石以下	3	13.6	2	9.1	1	5.6	1	5.0	3	10.3	3	9.7	3	9.7	2	6.0
無 高	0	0.0	0	0.0	1	5.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総 計	22	100.0	22	100.0	18	100.1	20	100.0	29	99.9	31	100.1	31	100.0	33	99.9

によるもの、都市への流出によるものなどが、一般的に考えられるであろう。この中で特に顕著である要因が、飢饉に困るものである。図1は、享保の飢饉をやり過ぎて後のものであるので、享保の飢饉による人口の減少は判らない。しかし、三大飢饉の内の残りの二件、天明（一七八一～一八九）の飢饉と天保の飢饉（一八三三～一八三六）については、ちょうど人口の下降期と重なり、その影響を読み取ることができる。加えて、嘉永三年（一八五〇）には大型の台風に見舞われている。この台風が、相次ぐ凶作と飢饉により村勢の弱まった城後村に大打撃であったことは想像に易い。

勿論、人口減少の要因は、凶作や飢饉だけではないだろう。しかし、疫病は飢饉と表裏一体をなす場合が多いことも事実であり、都市への人口流出も飢饉がもたらす村勢の不振が直接原因と考えられる。

② 村落の階層構成

城後村の村落状況を表す資料として、村落の階層構成についても触れておきたい。それを示しているのが、表1である。この表も基本資料を宗門改帳としており、年貢割付帳などに拠ったものではないので厳密性を欠く可能性もあるが、一応の目安として示している。簡単に特徴を挙げると、主体を占めるのが寛政一三年（一八〇一）までは一～五石の層で、天保十二年（一八四一）からは五石～十石の層となる。十石以上の持高の

家は、天保十二年まではかなりの割合を占めていたのに対し、弘化三年（一八四六）以降ではそれほどではない。特に、二〇石以上の家がなくなってしまう。これは、弘化三年以降の家数の増加が多分に影響していると言える。すなわち、弘化三年以降は、一部の家に集積されていた高が分散化され、全体的に平均化されたと考えられる。

二 宗門改帳記載の示すもの

宗門改帳を基に家族を考えていく前に、宗門改帳に記載されている家というものがどのような意味をもって捉えられているかを、明確にしておく必要がある。家の単位であるが、宗門改帳では、前項の記載様式でも見たように「一」と打って当主が掲げられ、その当主のもとに統括されている一団体を指している。この「一」と打ってまとめられた集団の数を、「一打ち数」ということにする。

また、村の中の家という観点からすると、宗門改帳に一打ち数だけでなく、宗門改帳の巻末な集計されている数にも考慮に入れる必要がある。これらの二つの数は一致しているようであるが、必ずしも一致しているとは限らないのである。城後村における宗門改帳の一打ち数と巻末表記件数を一覧できるのが、表2である。

この表2では城後村の戸数を、一打ち数と宗門改帳の巻末表記とによって表している。巻末表記の部分では、最上段に村内の総軒数を示し、その下四段には総軒数のうちに含まれるそれぞれを示している。

この表について注目されることは、一打ち数と巻末表記の集計とが、一致していたり、又はしていなかったりするという点である。そこで、不一致の場合の宝暦二年と寛政十三年を、詳しく見てみたい。

宝暦二年は、惣竈数が二九軒の内、本百姓が一五軒、下百姓が一二軒、庄屋と寺がそれぞれ一軒ずつであるのに対し、一打ち数は二〇（寺は数に入らず）である。すなわち、寺を除いた八軒の家が、一打ちとして宗門改帳に記載されていないということになる。また、下百姓でも一打ちされている者もあれば、されていない者もある。

表2 宗門改帳表記軒数（城後村）

		宝暦2	宝暦11	明和6	寛政13	天保12	弘化3	嘉永5	嘉永7	安政3	万延1	万延2	文久2	慶応1	明治1	明治2	明治3
		1752	1761	1769	1801	1841	1746	1852	1854	1856	1860	1861	1862	1865	1868	1869	1870
卷末表記	軒数	29	28	28	27	29	29	29	30	31	30	31	32	31	32	33	31
	本百姓	15	19	20	19	27	27	28	28	29	28	29	30	29	30	31	
	下百姓	12	7	6	7												
	庄屋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	寺	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
一打ち数		※20		22	18	20	29	29	30	31	30	31	32	31	34	33	※33

※は、寺が含まれていないもの

□は、宗門改帳ではなく、「御巡見様 成瀬久蔵様 岸本弥三郎 御目付薄井文次郎様 案内帳」（宝暦十一年巳七月十七日）に記載されているもの

逆に寛政十三年の場合は、一打ち数が一八でしかないのに、本百姓の数からして一九軒と既に一打ちの数を超えている。本百姓であるにもかかわらず、宗門改帳には一打ちとして記載されていない家が三軒もあるのである。これら宝暦二年・寛政十三年それぞれにおける一打ちの数と宗門改帳の卷末記載を比べると、一打ちされているものと本百姓・下百姓の相関はないようにみえる。

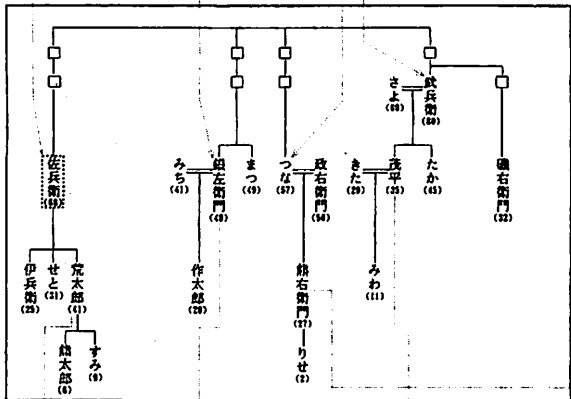
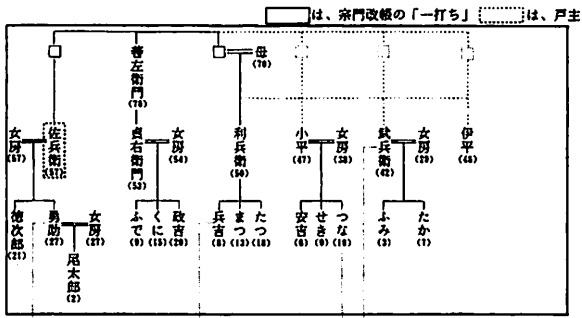
このような一打ち数と卷末の軒数の不一致も、弘化三年以降（明治三年の戸籍以外）では見られなくなる。逆に弘化三年以前には、卷末表記では一軒と数えられながら、一打ちのなかに括られている家の存在が指摘できる。また、弘化三年以降は宗門改帳の記載の方法に変化が生じ、卷末表記の一軒がそのまま一打ちとして記載されるようになったといえる。

推論するに、宗門改帳の卷末表記に一軒として数えられている家は、生産経営の上で独立していたと考える。しかし、これらの家は何らかの理由で、弘化三年以前では他の家と一括りとされて宗門改帳に記載されていたのである。では、どのような性質の家が、一打ちの中に紛れ込んでいるのであろうか。これについては少し具体的に考えてみよう。

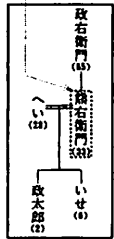
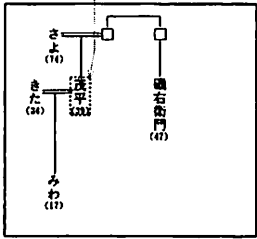
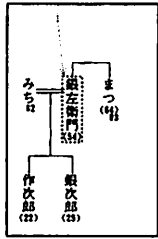
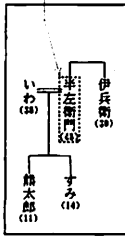
次に示している図2が、組頭佐兵衛を筆頭人とし、一打ちの中に

まとめられている者たちを、系図にしたものである。

図2 佐兵衛家の家系変遷



※1 貞左衛門、貞右衛門、茂平、貞右衛門は、佐兵衛は母とある



弘化三年(1846)

※2 みちは、巳年(弘化二年)に離縁している。
※3 まつの年齢は54歳となっている。

これによると寛政十三年の佐兵衛との家は、宗門改帳の一打ちを基準とすると、その構成員が二七人にも上る大所帯となる。しかも大所帯であるにもかかわらず、この二七人それぞれは、筆頭人である佐兵衛と、何らかの形で親戚又は姻戚関係にある者たちなのである。庄屋丈左衛門の家のように、多数の奉公人を抱える一部の家を除くと、この傾向は佐兵衛の家だけでなく他の家でも見られることである。また、図2から見とれるように、天保十二年の宗門改帳においても、同じような様相がみられる。ただ、天保十二年の宗門改帳で、佐兵衛(寛政十三年では勇助)の家の構成員は、佐兵衛と血縁があるといっても、その関係がかなり薄くなっていることに気づく。

天保十二年までは、このような状態を呈していた宗門改帳であるが、弘化三年になると大きな変化が見られる。図2からでも判るように、佐兵衛の家が分化されて記されるようになる。この弘化三年の形が、実際に生産経営をしていた状態を示していると考えられる。経営単位を把握するものの一つに竈が用いられるが、佐兵衛の家では弘化三年の時点で、筆頭人のものの他に、三つの竈を持っていたと想定できる。よって、弘化三年以前においても、佐兵衛の家では複数の竈を所持していたと考えられよう。

これらのことから、天保十二年以前の宗門改帳において一打ちされた一括りは、村内でいくつかにまとめられる親族集団を、そのまま一つのまとまりとして捉えていたようである。それでも、各竈がただ親族関係があるからといって寄せ集められたというわけでもなく、一打ちの筆頭人が何らかの統率権を持っているはずである。それは一打ちの筆頭人が、直系を基本に世襲されていく傾向が強いことから判る。一打ちの筆頭人と一打ちの中に括られた傍系親族との関係は、中世の惣領と庶子との性質に似ている。城後村は山村という地域的特色からか、中世来の親族形態が十九世紀の半ばまで百姓の間で温存されていたのである。しかし、その統率権の強度を問題にすると、中世のような権勢は持ち得ず、次第に弱体化又は形骸化していき、果ては弘化三年の宗門改帳に見られるように、行政上は他の傍系親族と同化してしまふ。

竈数と一打ちの数が一致する、すなわち親族を一まとめにする現象が宗門改帳から消えるのは、弘化三年以降である。天保

十二年に比べ一打ちの数が九つ増えているのに対し、惣竈数の変化がない。また、弘化三年の宗門改帳には、一打ちの中に存在する竈の数が示されているが、そこには複數個の竈を抱える家は存在しない。これらから、おそらく竈を持っていたものすべてを、一打ちとして記載するようになったのである。したがって、宗門改帳の一打ちの記載方法は、弘化三年を境に親族單位から経営單位へと移行したといえる。

三、城後村の家族形態

前項で検証した宗門改帳より家族を検討していく場合、経営的な面より本質的な側面を捉えることのできる弘化年間以降は問題ない。しかし、弘化年間以前においては必ずしも家族の実像を捉えているとは言い切れず、むしろ親族的結合をその中に見いだすことができる。ただし、すべての家がこのような傾向を示すとは限らず、かえって内部に複數の竈を抱える家の方が少ないくらいである。さらに、複數の竈を抱えると思われる場合でも、厳密にいくつの竈を持っていたのかまでは、判定不可能である。したがって、これら家族形態について検討を加えていくのであるが、以上のことを念頭に置きながらも、宗門改帳の一打ちを一つの家族として把握していくことにする。

家族形態について、村内に於けるそれを年代的に分析するために示しているのが、表3である。分析をする前に、この表の家族の分類の仕方を述べておく。分類項目として、一人又は兄弟のみ、単婚家族、直系重世代家族、複合家族と四種類に分類している。一人又は兄弟のみには、家族構成員が当主一人の場合、又は当主とその兄弟のみの場合である。単婚家族とは、いわば核家族とも言うべきもので、一組の夫婦、又はその間に子供がいる場合で、単身の者とその子供の場合も、単婚家族に入れている。直系重世代家は、単婚家族にその夫婦の両親又は片親が同居する場合である、当主夫婦の子供が結婚している場合（さらにその子供に子供がある場合）、単身の当主が両親又は片親という場合も直系重世代家族に分類している。複合家族は、直系重世代家族に傍系の親族が同居している場合、直系重世代家族を形作っていなくても、傍系の者を内包している場合にお

表3 家族形態変遷(城後村)

	宝暦 2		明和 6		寛政 13		天保 12		弘化 3		安政 3		元治 2		明治 3	
	1752	%	1769	%	1801	%	1841	%	1846	%	1856	%	1865	%	1870	%
1人又は兄弟のみ	0	0	1	4.5	1	5.6	2	10	1	3.4	5	16.1	2	6.5	1	3
単婚家族	5	22.7	6	27.3	3	16.7	2	10	8	28.6	13	41.9	9	29	13	39.4
直系重世代家族	6	27.3	7	31.8	8	44.4	8	40	12	41.9	8	25.8	13	41.9	17	51.5
複合家族	11	50	8	36.3	6	33.3	8	40	8	25.6	5	16.1	7	22.6	2	6.1
合 計	22	100	22	99.9	18	18	20	100	29	101	31	99.9	31	100	33	100.1

いて適応される。

この分類の仕方によって、表3を作成した。まず注目したいのが、単婚家族と複合家族の割合である。弘化三年以前は、複合家族が全体のかなりの部分を占めていたが、弘化三年以降は単婚家族の割合が増えてくる。これは、図2でも見たように、弘化三年以降は宗門改帳の一打ちの数の増加とともに、複合家族が分化され、単婚家族として宗門改帳に登場するようになったことが原因と考えられる。全年代を通しての傾向としては、十九世紀半ばを契機として、城後村の基調となる家族形態が二分されている。すなわち十八世紀から十九世紀前半にかけては複合家族が、十九世紀後半においては直系重世代家族が基調となっている。しかし、十九世紀前半までの複合家族も、決して横に広がっていくばかりの傾向にあるのではなく、その基盤として直系重世代家族が存在した上で成り立っている場合が多い。

そこにある近世後期農民の家族観は、家の永続を基幹として成り立っていると考えられる。その感覚に立ってみると、やはり家が繋がっていく形である直系重世代家族が、一番安定しているものといえる。反面、従来近世における小農民の経営単位であると考えられてきた単婚家族は、家の断絶の危険を常に孕んだ形態なのである。事実、単婚家族が増えてくる幕末になって養子が増えるのも、単婚家族の危うさを物語っている。

四 分家の仕方

弘化三年の宗門改帳の記載の変化によって起こった現象を、ここでは分家と見なすことにする。また、弘化年間以降において行われた分家についても、詳しく見てみたい。そこで、図3は城後村の分家の仕方が一覽できるものである。前項でもみた佐兵衛の家を例に、具体的に検証していこう。

家が分化する以前の佐兵衛の家の持高は二五石九斗九升七合であるが、家を分ける際、それを均一に分配したという訳ではないようである。特に、従弟とされている銀左衛門や茂平は、本家である半左衛門の家よりも、多くの高を所持している。このようなことから、弘化三年以前の家の持高も、当主の元にすべて収束されていたという訳でもなく、その内部で独自の家というものを形成していた者がそれぞれに所持していたといえる。

弘化三年における分家は、このようなタイプだけではない。富太郎や武右衛門の家では、本家がいくらかを分与して分家を行なった例であると考えられる。また仙助の家の場合は、本家からの分与というよりも、兄弟で家督を分け合ったというような形である。これらはいわゆる普通に考えられる、生計を共にしていたものが分かれていった分家である。

佐兵衛の家やその他分家を輩出した家いずれにしても、傍系親族が切り離される傾向は一致している。

また、図3をみると分かるように、前項でも触れた天保一二年から弘化三年にかけての一打ちの増加分は、すべてある家からの分家という形でなされている。隣村の小津留村にも弘化年間の宗門改帳が残されており、城後村ほど顕著ではないが、この村においても一気に分家がなされていることが確認できる。したがって、宗門改帳の記載様式の変化は、城後村一村の出来事ではなく、直入郡十二か村全体を取り巻いたことだったとも考えられる。

<城後村>

図3 分家の仕方

天保12年 (1841)	弘化3年(1846)	万延2年 (1861)	文久2年 (1862)	慶応3年 (1867)	慶応4年(1868)	明治2年 (1869)	明治3年(1870)
1、丈左衛門 (33.234)	→1、丈左衛門 (17.488)					1、丈左衛門 (24.722)	→1、田北丈造 (37.15) →1(2)、下人 森井松蔵 (2.178)
	→1(1)、伯父 玄博 (0.868)					1(1)、玄亭 (6.0)	→1(1)、田北玄亭 (2.274) →1(1)(1)、下人 田仲亀蔵 (4.886)
2、喜右衛門 (13.167)	→2、喜右衛門 (6.747) →2(1)、下人 太作 (9.663)						
3、佐兵衛 (25.997)	→3、長男 半左衛門 (5.703) →3(1)、従弟 銀左衛門 (9.162) →3(2)、従弟 茂平 (12.556) →3(3)、従弟 熊右衛門 (4.254)			3(2)、茂平 (12.075)	→3(2)、茂平 (6.825) →3(3)(1)、弟 武兵衛 (5.443)		
4、喜太郎 (13.61)	→4、喜太郎 (8.27) →4(1)、弟 直太郎 (4.215)						
5、武右衛門 (4.353)	→5、武右衛門 (2.148) →5(1)、従弟 寿三郎 (0.667) →5(2)、従弟 忠右衛門 (2.09)					5、房五郎 (2.202)	→5、鍋川房吉 (1.472) →5(3)、伯父 鍋川兵吉 (0.18)
6、仙助 (6.601)	→6、仙助 (3.289) →6(1)、弟 桂助 (4.331)						
				7、勇右衛門 (12.147)	→7、養子 權左衛門 (8.109) →7(1)、弟 光右衛門 (3.237)	→60、權左衛門 (3.237)	
				8、地右衛門 (10.897)	→8(1)、弟 喜四郎 (4.939)		

次に、弘化以降に行われた分家について述べたい。そもそも分家というものは、傍系親族がいればどの家でもできたというわけではない。幕府から出された「御仕置五人組帳」（「田北家文書」年不詳）の中にも、

一 百姓持高分ケ申儀、耆人前拾石⁶内に当たり候ハ、配当不仕不殘惣領ニ譲るへし

という件がある。これはいわゆる分地制限令といわれるもので、持高十石以下の者が分地してはならないというものである。図3において確認できるように、弘化以降における分家では、本家の持高が十石の場合が大部分である。どうやら持高が十石以上で傍親族を内包する家は、基本的に分家をする方向にあったと思われる。また、十石の持高がない家でも、経営的に支障がなければ分家することもできたことが窺える。

ただ分地制限令は、正徳三年（一七一三）と享保七年（一七二二）に、規定が定められており、城後村の分家はこれを無視した形で行われている。これは農民の生活実態が、必ずしも幕府から出された法令に縛られていたわけではない一例であり、延いては法令解釈のみによって、農民の実態が判断できないことを教えられる。

五 百姓株の存在

前項において分家について考察を行ったが、持高の問題などが解決できたら、何の問題もなく分家を輩出できたわけではない。村落の中には百姓株というものがあり、これを持ち得ずしての分家は不可能であった。

百姓株又は単に株とも言うが、これは農民が村落社会で生きるために所持しなければならぬ「一軒前」としての資格であり、農民はそれを所持することによって村落の本来の成員となり、共有財産の利用、水利の運営、祭祀集団への所属など、村落生活上不可欠の権利・義務を獲得するのである。⁽⁷⁾一軒前としての資格であるので、勿論村民一人一人に株が与えられたので

はなく、普通の一つの家に一つの株が認められたのである。村落の中の株の数は村の運営上定められており、それを獲得してはじめて、家の代表として村内での寄り合いや神社の氏子会議などに参加することができたのである。この百姓株の数が決められているからこそ、村の家々は無断で分家を輩出することを禁じられていた。また、家の存続のためにはこの百姓株を守っていかなければならなかった。

分家をするということは、新たに百姓株を獲得することを意味する。それまで本家に統合され従属していた傍系親族の家は、正当な血を継ぎ、絶対的な権力をもっていた本家から抜けることができたのだろうか。どのようにして百姓株を得、村落において本家と同格に扱われるようになるのだろうか。

「田北家文書」の中に、家の跡式を巡る争論が残されている。この争論の中で、従属する傍系親族が台頭していく過程をかいま見ることができる。またそこに深く根ざしている百姓株について、争論を検討した上で考えてみたい。

事のはじめは、清兵衛後家の「とき」が死亡したことによる。

〈史料一〉

口上覚

一 去ル十八日時儀ニ付、喜三右衛門方江参り候處、喜三右衛門申候者、脇ならハしなせ候と申候、しなれ共今者不申と申候、此言決而相違無之候以上

天保二年十二月廿日

佐兵衛

次郎右衛門

長兵衛殿

(以下省略)

《史料二》

一札

一 御家内お時との儀、病死被申候儀ニ付、私共御頼ニ付同人湯くわん仕候処、何そ死骸ニうろんヶ間敷儀決而無御座候、右御尋ニ付有躰申上候處相違無御座候、依之口上書差上候處如件

天保二年卯十二月廿日

直入郡城後村

千代太郎家抱 太作

長兵衛家抱 武吉

同村御庄屋

長兵衛殿

(以下省略)

「とき」が死んだのは、天保二卯年十二月二十日のことである。「とき」の死に不審な点でもあったのか、そのことについて組頭佐兵衛と百姓代の次郎右衛門が喜三右衛門を問い糺し、喜三右衛門の言ったままを庄屋長兵衛に報告している。

また史料二は、「とき」の死体に不審な所がなかったという口上書であるが、別に不審な点はなかったと、「とき」の湯灌をした千代太郎の家抱太作と長兵衛の家抱武吉が、庄屋長兵衛に一札を啓上している。これから「とき」死亡に関する警戒の深さが窺うことができる。

本論の百姓株や跡式に関する事ではないのだが、史料二において死人の湯灌をする者が、家抱という従属民であるのには注目される。

そしてこの「とき」の死に関連して、翌年二月にはこのような文書が書かれている。

《史料三》

覚

一 田高 六斗壹升三合

一 畑高 八斗壹升壹合

一 同 三升

ノ 壹石七斗貳升四合

（是者高免之故、先年長兵衛殿

荒地仕伯母ニ三年取納為致候分

是者高免相手無之由

一 小松山壹ヶ所

一 釜たき物山

一 銀拾六匁程

一 古茶釜

一 古羽釜

壹ヶ所

是者御返下被下候銀

一 居家 間口三間
入 四間

但此家百姓家難相成被成仮住居御座候

一 屋敷貳畝分高貳斗

右者、伯母の常次郎讓渡受候分、書面之通御座候、外目立候品一向無御座候、寔ニ窮民ニ而御座候、私共伯母清兵衛株取立本意斗御座候以上

辰 二月

直入郡城後村百姓

喜三右衛門

これは、「とき」の財産目録であるが、それを常次郎が譲り受けるとある。他の文書から推測して、常次郎は喜三右衛門の弟ではないかと思われる。この推測を用いると、喜三右衛門にとって「とき」は伯母にあたる。「私共伯母清兵衛株取立本意斗御座候」とあるように、喜三右衛門は伯母「とき」が死んで跡継ぎがない清兵衛の株を常次郎に相続させようと、いろいろと画策しているようである。さらにこれと関連して次のようなものも見られる。

《史料四》

覚

御高 五石七斗貳升三合

常次郎分所持

内

老石七斗貳升三合

伯母御斗附

四石

常次郎取集

一 家造作 常次郎仕方

一 庭屋繕立 同人拵立

一 馬屋 同

一 大小便所 同

一 諸事小道具 同

一 諸事農具 同

一 疊 同

ノ

右之通、家督無御座候得共、常次郎儀百姓一ト門取立候積、未女房無御座候得共、叔父跡式相統仕候ため、物入仕盆家取立出精仕候処、及潰候段、残念奉存候、差当り七人之もの、行方無御座、当惑仕候以上

辰二月 直入郡城後村百姓

喜三右衛門

これは、伯母「とき」の譲り分を受けて、常次郎が一軒前を構えるにあたって準備したものの目録である。ここで、後書きに「家督無御座候得共常次郎儀百姓一ト門取立候積」とあることに注目したい。家督はないが、百姓として一角に取り立てるつもりであると喜三右衛門は言っているのである。ここという家督とは、農民にとっては田畑家督というように家産を示す言

葉である。したがってここでいう家督についても「右の通りのように財産も(あまり)ございませぬが」、というような意味で使っているであろう。そして、「叔父跡式相続仕候ため物入仕」とあることから、跡式を継ぐためにはいくらかの資産を準備し整えておかねばならなかったのであろう。しかし、準備に余念がなかったのかかわらず、何らかの理由で常次郎が清兵衛の跡式を継ぐ話は潰れてしまったらしい。その潰れる原因の一つと思われる出来事を表した史料がある。

《史料五》

おとき書置之事

去卯十月三日ニとき参、老衰仕世話行届不申、依之乍世話本家と申家内之儀、身上跡式屋敷掛石斗不相成様頼出、依之家内分家高下呼、とき直ニ相談私眼前ニ而申様、其上組頭佐兵衛同役代百姓代兼嘉兵衛五人組手頭次郎右衛門、同六日夕立會吳、私家内者勿論立會、盃迄為取手堅申極候、其訳書文御座候、此度其節證人兩人御罷出候、御吟味被成下候得者、細々寛居候、追々病氣附き相果候得者、書置可有訳無御座候、万一有之候ハ、本人とき前断之訳可申出訳無御座候、尚又、其夕須郷村庄屋義一郎も参合見聞致し被居候、右書付村方ニも見セ不申、會所ニ而被見仕驚入候、此書付者謀書ニ相違無御座候、文面も同人思案ハ出候而不奉存候

辰二月

《史料六》

とき書置写し又留

おほへ

すねんらい、長々喜三右衛門とのおうたとの、ふしの御病氣之内より、なか／＼御せわ様ニあつかり、忝かきりのふ

「候、御礼のため一筆のこし置申候

一 常次郎事、智願寺様御頼致候子ニいたし候たく、皆々様此屋敷ふしニ御取立下されかし、いづれも致借銀ハ少茂無御座候たく、左様ニ思召被下候へかし、かならず／＼常次郎屋敷ふしに取立被下かし、わたくしひとりニ成候而、うきこすいもし被下候て、御とり立きたされニ罷遣、みらいのおしのおとしきとおほしめし、常次郎御取立被下かし、これをみらいのぶしにいゝわけあんしんいたし候たく、おやのついせん常次郎たのみ置候たく、かならず／＼あんしん申置候

史料五は「とき」の置き書きについて、署名がないのであるがおそらく庄屋長兵衛の陳述書であろう。長兵衛が言うには、「とき」が自分の家によって来て、「とき」の家の跡式について相談し、そのことについては長兵衛家内の者や組頭などが寄り合つて堅く決断したとある。それなのに、「とき」の遺言状とも言える書き置きを、会所にていきなり見せられて驚いてゐるとある。その「とき」の置き書きと思われるものが、史料六である。史料六は筆蹟も覺束無く文章自体も稚拙なものであるが、「とき」が自分の死後に跡式についてどのように処してほしいかを書き綴っている。「とき」の置き書きⅡ「おほへ」には、跡式には常次郎を取り立てたい、そして常次郎に先祖について（自分自身を含めて）追善を頼んでおけば安心であるという趣旨が、切々と述べられている。この「おほへ」に拠ると、跡式の取り計らいは、病中より世話を受けた喜三右衛門に託けて頼んだようである。おそらく喜三右衛門がこの「おほへ」を、村の寄り合いのときに会所にて披露したのである。史料三、史料四に見られるような喜三右衛門の常次郎取り立てへの画策は、この「おほへ」を受けたうえでのことであろう。しかし、喜三右衛門の行為に対して、長兵衛が異を唱え、「とき」の跡式についての取り決めに立ち会った者も長兵衛に同意したので、喜三右衛門の側で進められていた常次郎の話が立ち消えとなつてしまつたのである。

それにしても、「おほへ」において喜三右衛門は、「とき」の跡式について頼まれているにもかかわらず、「とき」が死亡した際には取り調べを受けてゐる。これはどうしたことなのだろうか。「とき」の生前、「とき」と喜三右衛門はどのような状況であつたのだろうか。それを垣間見ることができる文書がある。少し長くなるが、史料七として全文を提示する。

《史料七》

口上書

一 去十月三日、お時参り身上跡敷之世話頼候ニ付、同五日、段々物語致候内、誰そ是迄跡敷之相談等致候覚無之歟と、相尋候処、なる程常次郎をもらい度と、智願寺様江嘶候儀者御座候得共、其後取極メも無御座候、猶又常次郎申ハ、長兵衛家内を抜ケ来れ、長兵衛高内ニ者不相成、兄之家内共ハ、兎も角も可致与申候

一 喜三右衛門申者、かる筈のおまへニ而茂無し、又かくるへき此方ニ而茂なしと申、私小便少々こほし候節もいろいろ被申、其外数々之事共、嘶涙を流し申し候、去年三月、喜三右衛門ハ隠居屋を造る迄家をかられ、今ニなりて難儀ニ成候与申、何そ是迄たべ物ニてもなき時ハ、脇方ニ洗濯ニ参り、我物をたべながら色々と被申、喜三右衛門ハ頼候田畑小作、粃石五斗を粃石式斗と申騙候、其粃之内も、いつとなく減り候よふるなる仕方ゆへ、貸家之断申度候得共、他勢ニふせいゆへ断も申きらず、喜三右衛門申候者、本家ニも玄順ニも、かる時届置候与申、何を申候而茂他せいニふせいニ候

右ニ付、前文お時ハ智願寺様へ、玄順を以申上候者、前方御嘶申候常次郎事ハ、前段之通ゆへ、さいそく出来不申候、是迄御極メも不被下を、幸ひ申さざる先と思召可被下与、とき頼ニ付、玄順同時ニ参り、則住寺様へ右之段申上候処、御同人被仰候者、委細承知いたし候、先元へも其段可申、何そ是迄角別是と申取極メ候儀者、全無之、お時ハ其嘶ハ有之候得共、取メ相極候儀者無之与被仰、左様ニ御座候ハ、何そ盃等被成候儀者、無御座候歟与、玄順ハ尋申候得者、右申通り決而左様之儀者無之候、其後智願寺様、玄順方ニ御立寄、弥此間嘶候通り歟与、御尋被成候ニ付、玄順答申候ハ、此間御返答之趣を以、早速長兵衛お時江申届候処、御答之趣を以、お時任存念、家内分家家抱共迄熟段致し候上ニ而、村役會具候様相頼、何れも得心、相済申候与申上候

右之通之趣ニ御座候ニ付、時申ニ任せ、下役人中立會、身上跡敷迄堅く相極申候處、相違無御座候、右とき儀者、奉公人女ニ而御座候を、清兵衛身代銀差立、妾同様之者ニ而御座候、殊ニ、私同家之跡無く沙汰、右躰之女を相手に相談可致訳、決而

無御座候、実々有之候共、とき〆断申入候上者、右筋ニ少茂抱無御座候以上

辰三月

直入郡城後村

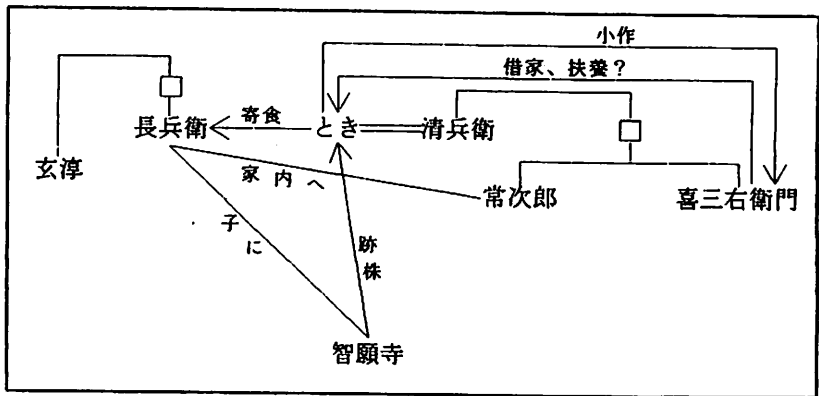
庄屋 長兵衛

親類 玄淳

この口上書は、庄屋長兵衛とその親類(伯父)の玄淳(玄順)が、事の詳細について日田の役所に申し届けたものであろう。これによると、智願寺へ養子に出していた常次郎を跡式として取り立てたいということは、長兵衛との話でも出ていたようである。そして、常次郎の意志が「長兵衛家内を抜ケ来れ長兵衛高内ニ者不相成、兄之家内共ハ兎も角も可致与申候」というふうに書かれている。常次郎は長兵衛の家から抜けて来てはいるものの長兵衛の高内ではなく、しかし兄の家内の者共は兎も角も(「とき」の面倒を見ることを?)するべきだと言うのである。この兄というのが、喜三右衛門のことを指しているように思われる。当の喜三右衛門はというと、「とき」の面倒をみるでもなく、隠居屋を造るまでと「とき」の家を借りてしまった。また、「とき」は喜三右衛門へ田地を小作に出していた。その小作地の高もいつの間にか減ってしまい、このような性格の喜三右衛門を相手に、「とき」は貸していた家を返してくれとは言えない。このことに対しても喜三右衛門は、本家(長兵衛か?)にも玄淳にも借りるときには届けを出していると主張する。「とき」は玄淳の周施により、常次郎のことについて智願寺とも話をつけることができた。跡式のことについては家内や分家、家抱までが集まって熟談して上で、村役に立ち会ってもらうことにしたのであった。

以上が史料七の全体の大意であるが、人物関係が込み入っていて分かりにくいので、図4として示す。長兵衛に言わせると、「とき」の生前より喜三右衛門は、「とき」に対して決して親切ではなかったのである。それだけでなく、徐々に「とき」の

図4 人物相関図



家を浸食していつているような感じを受ける。史料八において提示するが、行き場のない「とき」はこの跡、長兵衛の家へ寄食することになる。このような状況におかれた時に、「とき」は死亡する。「とき」は長兵衛の家にいたにもかかわらず、「とき」の死に対して喜三右衛門が深く関わっていることは史料一・二でも触れた。跡式の相続は現戸主の死亡によって始まる。「御仕置五人組長」の中にも定められた通りに、「とき」の跡式には喜三右衛門の弟の常次郎が決まっており、「とき」の家も実質上喜三右衛門自身の手中にある。が、「とき」が生きている限り「とき」の家や財産は常次郎、延いては喜三右衛門の自由にはならないのである。

さらに、このような経緯において、どうして常次郎が跡式を継ぐ話が潰れてしまったのであろうか。これは、常次郎跡式の話が潰れたのではなく、喜三右衛門がその世話をすることが潰れてしまったのではないだろうか。「とき」の置き書き「おはへ」がどのような状況において書かれたものであるかは明らかにし得ないが、喜三右衛門はその「おはへ」を楯にとって「とき」の跡式について主導権を握ろうとしている。その動きに対し、庄屋長兵衛をはじめとするものが待ったをかけたのである。想像するに、「とき」は跡式に関する心配のあまりに、喜三右衛門と長兵衛の双方にその世話をしてくれるように頼んだのであろう。それで、長兵衛と喜三右衛門の間で、争論が起ったものと思われる。

このように「とき」の死後、揉めた跡式の問題の決着はどのようについたのであろうか。それはこの件に関する済口証文が残っている。

《史料八》

差出申濟口一札之事

城後村清兵衛後家、去ル卯之冬病死仕候、跡敷之儀、三拾ヶ年以來、同人存生之内与里頼ニ付、兩三年前、引移居候ニ付、喜三右衛門方、世話仕度旨去春日田表へ願出候

一 長兵衛方へ者、病中前、引越相頼候ニ付、看病死後取片付仕、元来家内之儀ニ付、他之支配難為致段申之候

一 右之通申論願出候處、會處詰二串柳右衛門殿申聞候者、最早苗代持分相成候間、御吟味詰相成候様成行候而者、双方為合不引一通引取、郡方ニ而和熟申談内濟致、其上難相濟候ハ、可願出段、御中聞被成候ニ付、其節組頭佐兵衛并百姓代嘉兵衛差添、罷在双方引取、村中申合、久左衛門殿清左衛門殿江申入、右御兩人立會之上、喜三右衛門年來致世話候由二者候得共、元来長兵衛高内を、家内頭ニも沙汰無之事、長兵衛方者家内高内、殊ニ相果候家督跡式立方迄相頼、葬式佛事供養都相立候ニ付、右とき家屋敷并時、預り之分、一式不殘長兵衛受持内別紙證文之通、田地式ヶ所長兵衛御買取、喜三右衛門へ御渡被下候上ハ、双方聊申分無御座候、和熟内濟仕候、然上者、以來忠孝仁義を無亡却、意趣意恨不差含、相互ニ睦敷万事可申合、依之一札差出申處如件

天保四年巳三月

城後村百姓

願主 喜三右衛門

五人組 慶五郎

同村庄屋

相手方 長兵衛

親類 玄淳

五人組惣代 武兵衛

同断 彦左衛門

組頭代 富太郎

同断 嘉兵衛

組頭 佐兵衛

山浦久左衛門殿

名子山清左衛門殿

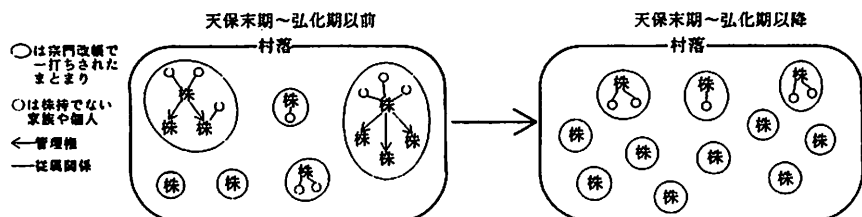
天保四年（一八三三）で、この争論は落着するのであるが、「とき」の跡式を継ぐはずであった肝心の常次郎が、この済口証文には出て来ない。おそらく全体の成り行きからすると、喜三右衛門が田地二か所（これは以前に喜三右衛門が「とき」から小作として預かっていたもの）を買い取ること、跡式管理権も喜三右衛門に確保されたということになるのだろう。そして常次郎は、兄である喜三右衛門の管理下で、喜三右衛門が買い取った田地を元手に「とき」の跡式を継いだのである。

一連の史料をたどっていると、どうやら長兵衛の言うことの方に分があるように思えたが、それは史料の殆どが長兵衛の手によって書かれたものである、公平な感覚で判断ができなかったからであろう。結果的には、長兵衛の家内であった「とき」の跡式は、喜三右衛門が買い取る形となる。本来ならば、長兵衛が監督すべきであった「とき」の家であるそれが実質上長兵衛の手を離れ、自立の道をたどる一端をここに見ることができる。

喜三右衛門と常次郎が兄弟であったと考えるならばあくまでもこの関係は推測に過ぎないが、常次郎は長兵衛の家内であったのだから、喜三右衛門もそうであった可能性が高い。長兵衛と喜三右衛門の関係まで踏まえると、この争論は当主と家内の間で起こったものとなる。

多くの田畑を持つ農家にとって、経営を維持させるに欠かせないのが従属民である。庄屋長兵衛の家ではこの時期、数人の

図5 城後村の村落構造の変移



譜代下人しか抱えていないが、傍系親族などが名子や家抱のような役割を果たしていたのだろう。ここで頻繁に出てくる家内という者は、そういった地位の間人であると思われる。長兵衛の側から見れば、当主の目を盗んで家内の家どうしが勝手に跡式の処置をしていたのが、堂々と村中の判決を仰いだ結果まかり通ってしまっただけである。当主に従属していなければならぬ者が、このような件の状況において自己管理権を獲得していく一端、又は従属させられていたものが、当主と同格として利権を争うまでに地位を向上させていく一端が、この争論の中には見えかくれている。ついにはこの状況が進展して、家内の家に関して当主の統制が効かなくなり、家内の家は本家より分離し、独立してゆくのである。

さらに、長兵衛の家内の者の跡株を巡る争論ということから、長兵衛の家では独自の株以外に、いくつかの株を管理下に置いていたものと考えられる。それも一つだけではなく、少なくとも「とき」と喜三右衛門の二つの株が管理されている(喜三右衛門が株を所持していなければ、弟ではなく自分が跡式を継こうとするだろう)。そしてその管理権は、一族の当主が持ち得た統率権に連なったものであった。軒数表記について検討した項においても述べたように、宗門改帳の一打ちの数と巻末表記の軒数において相違があることは、この現象に因つていふと考えられる。本来、株というものは一軒に一つ与えられているものである。おそらく宗門改帳巻末表記の軒数が株を所持している家の数で、一打ちされている数が株を所持し、さらにどの家にも管理されていない家の軒数なのであろう。「とき」の跡式に関する争論においても見いだせた家内の家の解散は、この株を基礎にしてなされたものであると思われる。裏返して言うならば、やはり株を持っていなければ主家からは分離できなかったのである。なぜなら、株というのは村内における一軒

前としての資格であり、それを所持することなくしては入会地の使用や水利の活用などが公認されないからである。したがって、株を持っていない家は、何らかの形で株持の家に従属するしか生きていく手段がなかったといつてよい。しかし、同じ株を所持するといつても、どの家の管理下に入らずそれを所持するのと、「とき」の家のように長兵衛に管理されながら所持する場合とは、若干存在条件が異なってくる。株を所持していても本家に管理されていれば、従属関係に阻まれて十分に株そのものの効力が発揮できなくなってしまう。城後村においてすべての株持百姓が、完全な形の株を所持することができたのが、宗門改帳の巻末表記と一打ち数が一致する天保末期から弘化期にかけてのことであつたのだらう(図5)。

今自分が所持している株を維持していくことは、自分の子孫の生活を保障することでもある。この株という基盤の上でこそ、家の永続が保障されていたのである。「とき」が「おはへ」の中で重ねて親の追善について頼んでいるが、当時は、先祖の霊を祀れば先祖もそれに応えて子孫を守護し幸福をもたらしてくれるという觀念が広く共有されており、また、祀らなければ災いをもたらすと考えられていたことを念頭に置くと、これは至極当然な願いでもある。よつて「とき」の跡を継いだであろう常次郎は、自分の親だけではなく「とき」やその連れ合いである清兵衛、また、その親を祀つていかねばならない義務を課せられることになる。

祖先信仰が家の繁栄のための思想的な支柱であるならば、株は實際生きていくための、そして子孫の生活を確保するための対外的な支柱であるといえる。そのように、百姓にとって自己の生活を確立し、その生活を存続させていくために必要不可欠な百姓株であつたからこそ、村にとつても重要な問題となつた。町場とは違い産業に乏しく、又は産業が限られている山村地域では、家の軒数が増えることが各戸の零細につながつた。そのため村という組織が管理する株というもので、無制限に家が增えるのを抑制したのである。

したがつて、各戸は自由に分家が出来なくなつたしまう。分家ができないとなると、跡継ぎとなれない者は他の養子となるか、部屋住みとして一生を過ごさねばならなかつた。ここで「とき」の跡継ぎとなつた常次郎が、跡継ぎとなる前は智願寺の

養子となっていたのもその一例と言えるだろう。そうであるからこそ、跡継ぎのいない株いわゆる跡株が発生したら、傍系親族を抱えていた家では、何としてもその跡株を手に入れるために画策するのである。しかし、跡株の場合でも、全く前戸主と血縁関係のない者が継ぐ例はあまりなかった。常次郎の場合も「とき」の甥ということなので、親類が継いだことになる。

「とき」の跡式を巡る喜三右衛門と長兵衛の争いは、ただでさえ複雑な跡式問題に家内と当主の関係が加味してしまっている。そして、争点は常次郎が跡継ぎとなる問題よりも、跡式を行うに当たったの管理権の所在に向けられているこれにより、跡株を継ぐ際にはそれらを世話する周施人が存在し、新しくその株が再生された後においても、それを仕立てた周施人に多大な影響力があったことが判る。

天保末期より弘化期以前においてであるが、百姓株を持っているながらも本家に管理されて所持する株の効力を十分に発揮できない場合を指摘した。しかし、その管理下から脱却できても、跡式や持高、その他村内での力関係に関わって、株持ちの家々でもその一戸一戸の存在条件は必ずしも平等ではなかったのである。

おわりに

本論では、直入郡十二か村における宗門改帳を検討し、そこに記載するものの本質、一打ちされた一括りを一つの家と見なしての家族形態、一打ちの数が増えることで確認できる分家について考察を加えてきた。そして、宗門改帳から離れて、家族というものを規定する第一基盤である百姓株についても論じた。

すべてを宗門改帳により判明する家族というものに基づいて考えてきたのだが、それが果たして実質の家族を捉えていたのかどうか、というところにおいては疑問が残る。そこには、史料類がどのような側面の家を表しているのかが問題となってくる。

実質に即したという点では、弘化年間は直入郡十二か村の宗門改帳の大きな画期であった。そこでは一打ちの数が調整され、

宗門改帳の表す家というものが一気に増える。宗門改帳の作成が、親族単位という観点から経営単位という観点へと変化してしまっている。宗門改帳からはこの現象を、一斉的な分家として捉えることができるのであるが、それに伴ってこの変化はいろいろな面で目に見えて現れてくる。

家族形態においては、この変化以前は複合家族を基調としていたのが、以後は直系重世代家族を基調とするようになってくる。分家においても、前節では村をあげて行われると述べたが、実質上は宗門改帳記載様式の変更に伴うものである。したがって、この弘化年間に行われたかのようにみえる分家と、それ以後に行われる分家の間には、かなりの差異がみられるのは当然である。このような弘化年間の境とする特徴の変化は、勿論自然発生的な変化ではなく、宗門改帳記載様式の変更といったような人爲になされた変化なのである。これには為政者の手が加わっていると思われるのであるが、村という現地にて自治的に村を統御する村落共同体の存在が大きく関わっているといえる。村落共同体の機能が働いた上で、一戸一戸の家や家族の様相も変容していったということは、そこには、村落における共同体の存在が、かなり深く個々の家にも関わりを持っていたということでもある。その村落共同体の機能の一端を、百姓株の問題においても見いだせる。

百姓株の統制については、村の権益と直接関わってくるものであるので、庄屋などの一部の村役人だけではなく、村落共同体の管理下にあったことは異論のないところである。株は村を構成する第一要素であり、さまざまな株の在り方により村の姿も形作られる。従属していた株の存在について本論で述べたが、宗門改帳記載様式の変更の直接契機は、この従属株の独立傾向においても見いだせるかもしれない。

また家々にとっても、株は家を存続させていくための重要な要素であった。家の村落に対する権利を確保するため、家を後世に伝えていくという精神的な拠所として、株は求められていた。そしてこの株を中心に家が成り立ち、家族が形成されるのである。

ここに、家族を特徴づけるもう一つの大きな要因、家の存続意識というものが見いだされる。家が創出される際には単婚家

族という場合が少なくないが、全体的な傾向から見ると、やはり直系重世代家族が基調を占めている。過去の研究における認識では、封建社会の農民は核家族ないし直系家族による小農経営をおこなうと考えられているようであるが、農民が志向したのは核家族（この場合単婚家族と考えていいだろう）ではなく、あくまでも直系家族であったと考えられる。精神的な面において家族の存続を図っていくという姿勢も見いだせるのであるが、何よりも小農経営を円滑に行っていくにあたって、単婚家族では年間経営においてその維持が困難であった。

弘化年間の「分家」が行われる以前は、城後村にはいくつかの族縁的小共同体といわれる一括りの集団が存在していた。この族縁的小共同体の解体、すなわち小農の自立ともいわれる現象は、本来ならば豊臣秀吉が検地によって目指したところである。それが達成できるのは、全国的にみても一七世紀の後半、遅くとも享保期であると一般的にはいわれている。しかし、族縁的小共同体の解体こそ遅れてはいるが、城後村では族縁的小共同体の内部で、当主のもの以外の百姓株の存在を確認できた。また、その百姓株の存在が、族縁的小共同体の解体される布石であるといえる。

城後村の族縁的小共同体の解体がなぜ遅れたかについては、辺境地という閉鎖性とその発展を妨げた、経済的發展が立ち遅れたことにより解体が不可能であったという、極めて一般的な予想に止まるはかない。しかし、急速な社会変化が起こらない限り、城後村のような中世来の古い社会地位の關係は、どの村落においても、案外近世社会の根深いところに存在していたのではないだろうか。

(1) 下百姓は、下作百姓との記述もあり、おそらく小作のことと思われる。

(2) 図2を見ると、天保十二年の銀左衛門、磯右衛門、茂平、熊右衛門は左兵衛の二従弟となっているが、宗門改帳ではそれぞれの佐兵衛の従弟となっている。

(3) 弘化三年の宗門改帳では、総軒数の表記が惣隨数となっている。

(4) 家族形態の分類の仕方は十人十色であるので、本論では、宮川満氏が「家族の歴史的研究」(日本図書センター 一九八三年)の中で用いられている分類法に拠った。

(5) 宮川氏は、直系重世代家族に既婚の傍系親族が含まれている場合を複合家族としているが、ここでは本文のように設定する。

(6) 分地制限令は、正徳三年(一七一三)に分配高も残り地ともに十石又は一町以上であることとし、享保七年(一七二二)に十石又は一町以上の者はその余分だけを分配してもよいと、規定が定められている(「徳川禁令考」)。

(7) 藤井勝「近世農民の家と家父長制」(『家と家父長制』「シリーズ比較家族Ⅰ」早稲田大学出版部 一九九二年)。

(8) 「国史大辞典」家督の項(吉川弘文館)。

(9) 「御仕置五人組帳」(田北家文書)の一節、分地について述べられている後に、「跡式之儀存生之内庄屋組立會書付等致し置、後日出入無之様兼而可心懸事」とあるように、跡式については生きている内に庄屋組頭が立ち会って取り決めておかねばならなかったのである。

(10) 大藤修「近世農民層の葬祭・先祖祭祀と家・親族・村落」(国立歴史民俗博物館研究報告 第41集 一一四頁 一九九二年)。

(11) 大島真理夫「近世農民支配と家族・共同体増・補版」(御茶の水書房 一九九三年)。

(12) (11)と同じ。

(13) (11)と同じ。